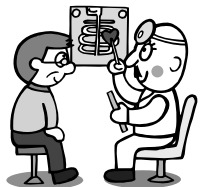


2割負担の老人医療を受給されている方へ！ 10月から3割負担になります

市では、老人保健法による医療受給者証を、昭和7年9月30日までに生まれた方と65歳以上で障害のある一部の方に交付しています。老人保健法の改正に伴い、現在2割負担の方は10月から3割負担となるため、該当する方へは新しい負担割合を表示した医療受給者証を郵送しました。10月1日以降は2割と表示された医療受給者証は使用できませんので、速やかに介護福祉課医療係(市役所1階)へ直接持参するか、医療受給者証に同封した返信用封筒で返却してください。



「収入額」とは、課税所得の算定の基となった収入の合計で、必要経費や控除等を引く前の金額です。株や不動産の売買があった場合は売却額を合計してください。

《基準収入額》
同一世帯でほかに70歳以上の方がいる場合は、合計520万円未満
同一世帯でほかに70歳以上の方がいない場合は、383万円未満

「収入額」が基準額以下である場合は、介護福祉課医療係(市役所1階)に「基準収入額適用申請書」により申請し、認定を受けると、翌月1日から負担割合を1割に変更できます。

まず、前記の条件に該当するかどうかを確定申告書の写し等で確認してください。「収入額」が基準額以下である場合は、介護福祉課と保険年金課(市役所1階)のそれぞれで申請を行う必要がありますのでご注意ください。

「自己負担限度額を変更できる場合も」
基準収入額を超えている方
手続きの方法等は、基準収入額適用申請と同様

表 自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並みの所得がある方	特例基準額以上	44400円	80,100円(注1)
	特例基準額未満(注2)	12000円	44400円
一般受給者		8000円	24600円
低所得の方(注3)	1割	8000円	24600円
			15000円

注1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を80,100円に加算(多数該当の場合は44,400円)
注2 課税所得が145万円以上213万円未満であるか、収入額が高齢者複数世帯の場合520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯の場合383万円以上484万円未満の方。医療受給者証に『自己負担限度額 一般 適用』の表示があります
注3 低所得者 は住民税非課税世帯で控除後の所得が0円の方、低所得者 は住民税非課税世帯の方

18年第3回市議会定例会 ～開催中～

< 9月1日(金)～21日(木) >

18年第3回市議会定例会が9月1日(金)～21日(木)の21日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の22議案です。

- 東久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 専決処分(平成18年度東久留米市下水道事業特別会計補正予算(第1号))の承認について
 - 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
 - 平成18年度東久留米市一般会計補正予算(第1号)
 - 東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市消防本部の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市消防職員定数条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市火災予防条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市中心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例
 - 東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例
 - 東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 - 市道路線の廃止について
 - 市道路線の認定について
 - 平成18年度東久留米市一般会計(第2号)・国民健康保険特別会計(第1号)・老人保健特別会計(第1号)・介護保険特別会計(第1号)補正予算
 - 東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。



「こみ対策課 臨時職員募集」

「こみ対策課」では、清掃作業(資源選別作業等)に携わる臨時職員を募集します。

【雇用期間】18年10月1日～19年3月末日

【勤務時間】土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時15分

【募集対象・人員】40歳程度までの健康な方。若干名

【賃金】1時間当たり1,350円。作業着一式は貸与

【応募方法】履歴書を持参し、直接「こみ対策課(八幡町2ノ117)へ」

8月18日付 市人事異動

市では、8月18日付で部課長級の異動を次の通り行いました(カッコ内は前職)。

【部長級】副収入役兼企画経営室長(企画経営室長) 佐藤 寛

【課長級】会計課長(副収入役兼会計課長) 関一夫

詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

「こみ」注意

現在1割負担の方の負担割合は10月以降も変更ありません。

詳しくは介護福祉課医療係(内線2551、2552)へ。

上の方がいない場合は、383万円以上484万円未満の方の負担割合は3割です。認定を受けると、自己負担限度額「一般 適用」という表示が追加された医療受給者証を交付されます。

《「自己負担限度額判定用の基準」》
同一世帯でほかに70歳以上の方がいる場合は、合計520万円以上621万円未満
同一世帯でほかに70歳以上の方がいない場合は、383万円未満

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	4日・11日・18日・25日	弁護士	9月28日(木) 10月12日(木)	市役所2階相談室
登記相談	4日(水)午後1時から	司法書士	9月29日(金)	
表示登記相談	4日(水)午後1時から	土地家屋調査士	9月29日(金)	
税務相談	11日(水)午後1時から	税理士	10月6日(金)	
人権身の上相談	18日(水)午後1時から	人権擁護委員	10月10日(火)	
不動産相談	18日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	10月13日(金)	
交通事故相談	25日(水)午後1時から	弁護士	10月19日(木)	
相続・遺言・成年後見等手続相談	11日(水)午前10時から	行政書士	10月5日(木)	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	25日(水)午前10時から	社会保険労務士	10月20日(金)	
経営相談	平日午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みごと相談	2日・16日・23日・30日	女性カウンセラー	9月15日(金) 10月2日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	6日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	9月22日(金)	男女平等推進センター ☎472・0061
耐震相談	10日(火)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎472・0061	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 午前10時～午後5時 月曜～金曜日 電話相談も可	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	市役所1階屋内ひろば
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	市役所1階屋内ひろば

10月の お気軽に 無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	11日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	13日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	20日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所1階屋内ひろば
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
住宅増改築相談	12日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等幹事事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》
妊婦訪問相談 訪問希望の方は健康課 ☎477・0022 助産師 自宅
東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。